

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：丸友開発株式会社

(法人番号3080401005232)

業者の住所：静岡県浜松市中央区若林町285

2. 指名停止措置期間：令和8年4月8日から令和8年5月7日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県

4. 事 実 概 要：

上記有資格者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事から監督処分（指示処分）を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内